平成２３年（フ）第２７２５号
札幌市西区八軒１条東１丁目６番10号　エイド１―203号
債務者　宮林　伸隆（旧姓米澤）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７３０号
札幌市東区北39条東10丁目２番17―101号
債務者　阿部智恵美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７３１号
北海道江別市一番町15番地の４
債務者　横濱　祐美（旧姓菅井）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７３５号
札幌市豊平区水車町１丁目４番24号　リバーサイドサンホーム３号
債務者　大森　徳幸
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４７号
札幌市中央区南24条西14丁目１番５号　サウスプレステージ403号
債務者　佐藤アキ子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７６４号
札幌市厚別区厚別西４条４丁目２番８号
債務者　内藤　真紀
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７７１号
札幌市手稲区前田５条11丁目２番22号　ウエストサイド14―208号
債務者　内田　光代
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７７８号
札幌市白石区北郷４条５丁目８番22―102号
債務者　青山　幸子（旧姓富田）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７８８号
札幌市手稲区前田３条９丁目３番３号　フィガロ稲積公園202号
債務者　河合　澄子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７９４号
札幌市厚別区厚別南２丁目22番７号　パレーシャルひばりが丘405号
債務者　岩谷　義夫
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８１９号
札幌市中央区南11条西８丁目３番15―310号
債務者　上道　愛香（旧姓今村・渡部）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８３４号
札幌市豊平区平岸４条７丁目６番16―301号
債務者　砂田加奈子（旧姓太田・矢板）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７号
岩手県北上市さくら通り４丁目６番11号　グラン　シャリオＣ棟、前住所三重県四日市市川北１丁目３番８号
債務者　塚田　康子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第３４１号
群馬県藤岡市上大塚327番地７
債務者　山口　武史
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４１３号
埼玉県深谷市長在家1099番地
債務者　馬場　　勇
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４４５号
相模原市中央区小町通１丁目７番22号　横尾小町ハイツ202
債務者　大谷　健治
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４４６号
相模原市中央区相模原６丁目19番２―302号、申立時の住所相模原市中央区相模原４丁目10番７―303号
債務者　伊東　治利
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部